

自宅再建利子助成事業給付金

事業の趣旨

令和6年1月1日の能登半島地震により、住んでいた住宅に一定の被害を受けた方等が、県内で住宅を新築、購入、補修するために、金融機関等から融資を受けた際の借入額に係る利子の支払額の全部又は一部について助成する制度です。

対象者

能登半島地震で県内の市町で被災し県内で住宅を再建した、次の(1)から(3)の全ての項目に該当する方(法人を除く)

(1) 次の(ア)から(エ)のいずれかに該当する方

- (ア) 罹災証明書で全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の判定を受けた方
- (イ) 被災者生活再建支援法に基づき、住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯の方
- (ウ) 被災者生活再建支援法に基づき、長期避難世帯として認定されている方
- (エ) 応急仮設住宅等(建設型応急仮設住宅、賃貸型応急住宅、公営住宅目的外使用)に入居していた方

(2) 住宅を再建し、その住宅に入居する日の属する年の前年の収入(所得)額が、次の収入(所得)要件を満たす世帯の方

- ・世帯全員の収入が給与収入のみ：世帯全員の収入の合計額が600万円以内
- ・世帯員の収入に給与収入以外の収入がある：世帯全員の所得の合計額が440万円以内

※世帯員の中に23歳未満の被扶養者がいる場合は上記の世帯収入(所得)制限はありません。
※高齢者、障がい者がいる場合は世帯収入(所得)要件の緩和(控除)があります。

(3) 被災された本人又は本人の親族が住宅再建のために金融機関等から融資を受けていること

給付金額

1世帯当たり1回限り、上限300万円

※「地域福祉推進支援臨時特例給付金」の給付を受けた方は対象となりません

申請方法

申請書類を県ホームページよりダウンロードのうえ、関係書類を添えて下記の宛先までお送りください。

※送付する封筒には必ず差し出し人の住所・氏名をご記入ください。

※申請書類には個人情報が多く含まれるため、配送状況や到着が確認できる書留やレターパック等の使用をおすすめします。

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
能登半島地震復旧・復興推進部 生活再建支援課
(自宅再建利子助成事業給付金運営事務局) 宛

お問い合わせ先

自宅再建利子助成事業給付金コールセンター

コールセンター受付時間 9:00~17:00
(年末年始12/28~1/3はお休み)

TEL 076-225-1968